

令和8年度(2026年度)ごみカレンダー (10月~3月)

『こうか ごみ分別アプリ』を配信中
ぜひ、ダウンロードしてご利用ください。



iOS版 Android版

当日に集積所へ出して ください(午前8時まで)

※収集が不規則になる場合がありますので、必ず月ごとのカレンダーを確認してください。

水口町版

A	水口地区
B	岩上地区
C	柏木地区
D	綾野地区
E	貴生川地区
F	伴谷地区

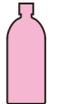
燃えるごみ 生ごみ



廃プラスチック類 プラ



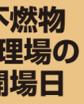
ペットボトル



びん(無色・茶色)、缶、スプレー缶、乾電池、蛍光管、廃食油、発泡スチロール、古紙類、ライター、埋立、金属・小型電気製品



不燃物 処理場の開場日



10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 A-D	2 B-C-E-F	3
4 B-C-E-F	5 A-D	6 B-C-E-F	7 A-B	8 A-D	9 B-C-E-F	10
11 B-C-E-F	12 A-D	13 B-C-E-F	14 C-D	15 A-D	16 B-C-E-F	17
18 A-B	19 A-D	20 B-C-E-F	21 E	22 A-D	23 B-C-E-F	24
25 B-C-E-F	26 A-D	27 B-C-E-F	28 F	29 A-D	30 B-C-E-F	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 B-C-E-F	3 E	4 A-B	5 A-D	6 B-C-E-F	7
8 B-C-E-F	9 A-D	10 B-C-E-F	11 C-D	12 A-D	13 B-C-E-F	14
15 A-B	16 A-D	17 B-C-E-F	18 E	19 A-D	20 B-C-E-F	21
22 B-C-E-F	23 A-D	24 B-C-E-F	25 F	26 A-D	27 B-C-E-F	28
29 B-C-E-F	30 A-D					

12月 ※31日(木)の収集はありません。

日	月	火	水	木	金	土
		1 E	2 A-B	3 A-D	4 B-C-E-F	5
6 B-C-E-F	7 A-D	8 B-C-E-F	9 C-D	10 A-D	11 B-C-E-F	12
13 B-C-E-F	14 A-D	15 B-C-E-F	16 E	17 A-D	18 B-C-E-F	19
20 A-B	21 A-D	22 B-C-E-F	23 F	24 A-D	25 B-C-E-F	26
27 B-C-E-F	28 A-D	29 B-C-E-F	30	31		

1月 ※1~3日の収集はありません。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3 B-C-E-F	4 A-D	5 E	6 A-B	7 A-D	8 B-C-E-F	9
10 B-C-E-F	11 A-D	12 B-C-E-F	13 C-D	14 A-D	15 B-C-E-F	16
17 A-B	18 A-D	19 B-C-E-F	20 E	21 A-D	22 B-C-E-F	23
24 B-C-E-F	25 A-D	26 B-C-E-F	27 F	28 A-D	29 B-C-E-F	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1 B-C-E-F	2 E	3 A-B	4 A-D	5 B-C-E-F	6
7 B-C-E-F	8 A-D	9 B-C-E-F	10 C-D	11 A-D	12 B-C-E-F	13
14 A-B	15 A-D	16 B-C-E-F	17 E	18 A-D	19 B-C-E-F	20
21 B-C-E-F	22 A-D	23 B-C-E-F	24 F	25 A-D	26 B-C-E-F	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1 B-C-E-F	2 E	3 A-B	4 A-D	5 B-C-E-F	6
7 B-C-E-F	8 A-D	9 B-C-E-F	10 C-D	11 A-D	12 B-C-E-F	13
14 A-B	15 A-D	16 B-C-E-F	17 E	18 A-D	19 B-C-E-F	20
21 B-C-E-F	22 A-D	23 B-C-E-F	24 F	25 A-D	26 B-C-E-F	27
28 B-C-E-F	29 A-D	30 B-C-E-F	31			

あなたの笑顔と美しい地球のために

株式会社ヒロセ

〒529-1601 蒲生郡日野町松尾960-1 ☎0748-52-0943
URL: http://www.hirosecd.co.jp FAX: 0748-52-1843

ゴミ、浄化槽の事ならお任せください

株式会社 日映日野

〒529-1641 滋賀県蒲生郡日野町114-1 ☎0748-53-3941
mail: nichiei@nichiei-hino.co.jp FAX: 0748-53-1034

ECO&RECYCLE

株式会社 水口テクノス

〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾502-18
TEL 0748-62-1959 FAX 0748-63-1960

古紙を大切にリサイクル産業

黒田紙業株式会社 水口営業所

〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾502-8 TEL 0748-65-6448 FAX 0748-65-6469
URL: http://www.kuroda-kk.co.jp/ E-mail: minakuchi@kuroda-kk.co.jp

令和8年度(2026年度) 家庭ごみの分け方・出し方

資源循環型の社会づくりをめざし、ごみの減量化と資源の有効利用を行うため、ごみの分別収集を行っています。集積所に出される場合は、収集日当日(午前8時まで)に出してください。午前8時以降に出された場合、また、正しく分別されていない場合は、回収できないことがあります。

※生ごみは堆肥化循環システムでリサイクルします。燃えるごみの減量ができますので、まだ参加されていない方は、ぜひお申し込みください。

水口町版

甲賀市 生ごみ

燃えるごみ・生ごみ

週2回

月曜日 木曜日	水口・綾野地区
火曜日 金曜日	岩上・柏木・貴生川・伴谷地区

- 燃えるごみは指定袋に入れて出してください。
- 食品ロスを削減しましょう。
- ※燃えるごみに生ごみを出す場合は、十分に水切りをして出してください。

廃プラスチック類

月3~4回

月曜日	岩上・柏木・貴生川・伴谷地区
火曜日	水口・綾野地区

- 廃プラスチック類はプラスチック専用指定袋に入れて出してください。
- 軽く水洗いして付着物を取り除いてください。汚れの落ちない物は燃えるごみに出してください。
- ※詳しい分別方法は、ごみ事典又はごみ分別アプリを参照してください。

家電4品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫(庫)、洗濯機(乾燥機)

- 販売店で引き取ってもらえない家電4品目が対象です。
- 市内郵便局(簡易郵便局を除く)で「リサイクル券」と「収集運搬券」を購入して、指定業者に連絡してください。日程調整後、自宅前まで取りに行きます。
- 業者名: 株式会社水口テクノス 連絡先: 62-5311
- 指定制取場所に直接、搬入することもできます。詳しくは、ごみ事典又はごみ分別アプリを参照してください。

燃える粗大ごみ・燃えない粗大ごみ

縦・横・高さの合計寸法が1m以上のもの

- 粗大ごみ処理券(300円)を生活環境課又は取扱店舗で購入して下記の指定業者に連絡してください。(家電4品目を除く。)日程調整後、自宅前まで取りに行きます。
- 業者名: 株式会社水口テクノス 連絡先: 62-5311
- 燃える粗大ごみを直接、衛生センターへ搬入する場合は、予約が必要です。また、10キロあたり50円の手数料がかかります。
- 燃えない粗大ごみを直接、不燃物処理場又はエコステーションへ搬入する場合、粗大ごみ処理券が必要です。事前に生活環境課又は取扱店舗で購入してください。
- ※電気製品は電球・電池・燃料を取り除いてから出してください。

水口エコステーション

資源ごみ・燃えないごみ・燃えない粗大ごみ

水口町伴中山236番地1 ☎62-0123
年末年始を除く毎日
9:00~12:00/13:00~17:00

- 12/31~1/3は閉場となります。このほか、台風などの気象状況等により臨時閉場とする場合があります。
- 資源ごみ、燃えないごみ及び燃えない粗大ごみの搬入を受け付けます。
- 燃えるごみ、燃える粗大ごみ及び家電4品目の搬入は受け付けません。
- 燃えない粗大ごみの場合は、粗大ごみ処理券(300円)が必要です。事前に生活環境課又は取扱店舗で購入してください。
- ※廃プラスチック類はプラスチック専用指定袋に入れて搬入してください。



水口不燃物処理場

資源ごみ・燃えないごみ・燃えない粗大ごみ

水口町水口6503番地1 ☎63-3953
毎週火曜日(※祝日も受け付けます)、第1・3土曜日、第2・4日曜日
受付時間 9:00~12:00/13:00~16:00

年末・年始(12/29~1/3)は閉場となります。このほか、台風などの気象状況等により臨時閉場とする場合があります。

- 資源ごみ、燃えないごみ及び燃えない粗大ごみの搬入を受け付けます。
- 燃えるごみ、燃える粗大ごみ及び家電4品目の搬入は受け付けません。
- 燃えない粗大ごみの場合は、粗大ごみ処理券(300円)が必要です。事前に生活環境課又は取扱店舗で購入してください。
- 家庭菜園等で収穫した野菜等の葉・茎を出す場合は、トマトやキュウリなどの果実の部分なるべく取り除いた状態で出してください。
- 地域清掃で出た泥等に限り、搬入を受け付けますので、事前に生活環境課までお知らせください。

甲賀広域行政組合衛生センター

燃えるごみ・大型燃えるごみ

水口町水口6677 ☎62-5454
月曜日~金曜日 ※祝日も受け付けます。
受付時間 8:30~12:00/13:00~16:30

年末・年始(12/31~1/3)は閉場となります。

- 10キロあたり50円の手数料が必要となります。
- 不燃物は持ち込まないでください。
- 縦・横・高さの合計寸法が80cm以上の大型燃えるごみについては、搬入するまでにWeb予約・電話予約のどちらかが必要です。予約がない場合や設備トラブル等により、搬入をお断りすることがあります。

ペットボトル

- 右記マークのある飲料水や酒類および調味料の容器が対象です。
- 中身を出し、水洗いしてください。
- 網袋に入れてください。
- ※キャップとラベルは必ずはずして廃プラスチック類として出してください。

発泡スチロール

※下記マークのどちらかがついた発泡スチロール、トレーが対象です。



- 水洗いして出してください。
- 網袋に入れてください。
- 色つきトレーも収集します。
- ※カップラーメンのカップや発泡していない(手で割れない)トレーは廃プラスチック類として出してください。

埋立

- 陶磁器、ガラス、化粧品びんなど
- ※ライターは埋立ごみに出さないでください。

廃食油

- 無色透明のペットボトルに入れて出してください。
- キャップは閉めてください。
- 集積所の中に置いてください。
- 未開封のものは、そのまま出してください。
- ※機械油や燃料油は絶対に出さないでください。

金属・小型電気製品

※「金属」と「小型電気製品」は一緒に出してください。

- 金属=フライパン、なべ、食用以外の缶などの金属類。
- 粗大ごみ、家電4品目は該当しません。
- ※電気製品は電球・電池・燃料を取り除いてから出してください。

古紙類

新聞、ダンボール、紙パック、雑誌等

- 古紙類は次のとおりに分けて出してください。
- ①新聞・広告(ひもで十字に縛って出してください)。
- ②ダンボール(ひもで十字に縛って出してください)。
- ③紙パックは下記マーク(左)のあるもので、水洗いし、切り開いて乾かして出してください。
- ④雑誌、包装紙、ボール紙製箱、封筒、コピー用紙、その他紙(下記マーク(右)があるものが対象です。小さなものは雑誌の間に挟むか、古紙箱に入れて出してください)。
- ※紙パックで内側に銀紙が貼ってあるものは対象外です。燃えるごみとして出してください。

びん

(無色、茶色、その他の色)

- 口に入れられる物が入っていたびんが対象です。陶磁器類、化粧品びん、ガラスコップ等のガラス製の食器、瓶ガラスなどは埋立ごみのコンテナに出してください。
- 無色・茶色・その他の色に色分けしてコンテナに出してください。
- 中身を出し、水洗いしてください。
- ラベルは、はがさなくてかまいません。
- キャップは材質に応じて分別してください。

缶

- ジュースやビール、缶詰の缶、お菓子の缶など口に入れられる物が入っていた缶で、一斗缶程度までの大きさのものが対象です。
- 中身を出し、水洗いしてください。
- ※アルミ、スチールの材質で分けいただく必要はありません。

ライター

- ライターは、埋立ごみではありません。
- コンテナにライターだけを入れてください。
- 生活環境課、各地域市民センター、エコステーション、不燃物処理場(水口・土山・甲賀)へ持ち込んでいただくことも可能です。

蛍光管(電球)

- 割れたものも蛍光管(電球)のコンテナに入れてください。
- ※LED電球は金属・小型電気製品として出してください。

乾電池

- セロハンテープ等で絶縁して出してください。
- ※ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池・小型シール乾電池 - 回収協力店(※1)
- ※ボタン電池 - ボタン電池回収協力店
- ※コイン電池(CR) [BR] - 生活環境課、各地域市民センター、エコステーション、不燃物処理場(水口・土山・甲賀)へ(※1) 回収協力店で回収できないものについては、生活環境課、各地域市民センター、エコステーション、不燃物処理場(水口・土山・甲賀)へ持ち込んでいただくことも可能です。

スプレー缶(カセットボンベを含む)

- 空き缶と区分して出してください。
- 穴開けは不要です。可能な限り中身は使い切ってください。

収集及び受け付けしないごみ

処理困難物: ガスボンベ、タイヤ、ホイール、バイク、農機具類、草刈機、バッテリー、ピアノ、チェーンソー、劇薬、ペンキ、消火器、耐火金属、農薬、石膏ボードなど
建築設備品(業者が解体又は運搬したもの): 風呂釜、流し台、給湯器(ボイラー)、太陽熱温水器、浴槽など
産業廃棄物: 農業用資材(肥料袋、あぜシート等)、建築廃材など
在宅医療廃棄物: 注射針、注射器、点滴パック(チューブ・針)など感染性があると思われるもの
以上のものは販売店、取扱店に引き取ってもらってください。

小型充電式電池等(リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等)の処分について

- 小型充電式電池は、破損、変形、衝撃などにより発熱、発火する危険性が高く、ごみ収集車やごみ処理施設での火災につながる恐れがあるため、絶対に集積所に出さないでください。
- 小型充電式電池は、メーカーや輸入販売業者に自主回収、リサイクルが義務付けられています。
- 処分については、販売店(家電量販店やホームセンター等)にお問い合わせいただき、回収対象が確認してください。
- 販売店等で回収されない小型充電式電池は、セロハンテープ等で絶縁したうえで、エコステーション、不燃物処理場(水口・土山・甲賀)、生活環境課および各地域市民センターにお持ち込みください。